

令和8年度広島県広域捕獲活動支援事業監理等業務仕様書

1 業務の目的

広島県（以下「甲」という。）では、野生鳥獣による農業被害防止対策として、「環境改善」、「侵入防止」及び「加害個体の捕獲」の総合的な取組を推進しており、そのうち「加害個体の捕獲」については、「有害捕獲ガイドライン（令和8年3月）（以下「捕獲ガイドライン」という。）を策定し、市町による取組を支援している。

甲は、「加害個体の捕獲」の取組について、市町が行う有害捕獲活動だけでは、広域的に分布・移動するイノシシ及びニホンジカ（以下「シカ」という。）の十分な被害低減が難しいことから、市町境等の山中に潜み、農地等に出没して農作物に加害する個体を対象とした捕獲活動（以下「広域捕獲活動支援事業」という。）の実施を通じて、農業被害の低減と捕獲従事者の人材育成を図ることとしている。

本業務では、甲が別途発注する「令和8年度広島県広域捕獲活動支援事業捕獲実施業務」（以下「捕獲業務」という。）の受託者（以下「丙」という。）と連携を密にし、捕獲業務の円滑な実施に向けた監理業務（捕獲実施計画書（以下「捕獲計画書」という。）の作成、捕獲活動の管理、捕獲従事者の指導監督等）のほか、捕獲従事者の人材育成を実施する。

2 捕獲活動を実施する地区等

(1) 実施する市町等

本事業における捕獲活動は北広島町（以下「町」という。）で実施する。

(2) 実施する区域

図1の設定イメージを参考に、候補地域（これまで有害捕獲活動を実施していない地域や実施しても被害が減少しない地域等）にイノシシ及びシカの高密度地区を選定し、安全かつ効率的に活動可能な概ね500m四方の実施区域を設定とする。

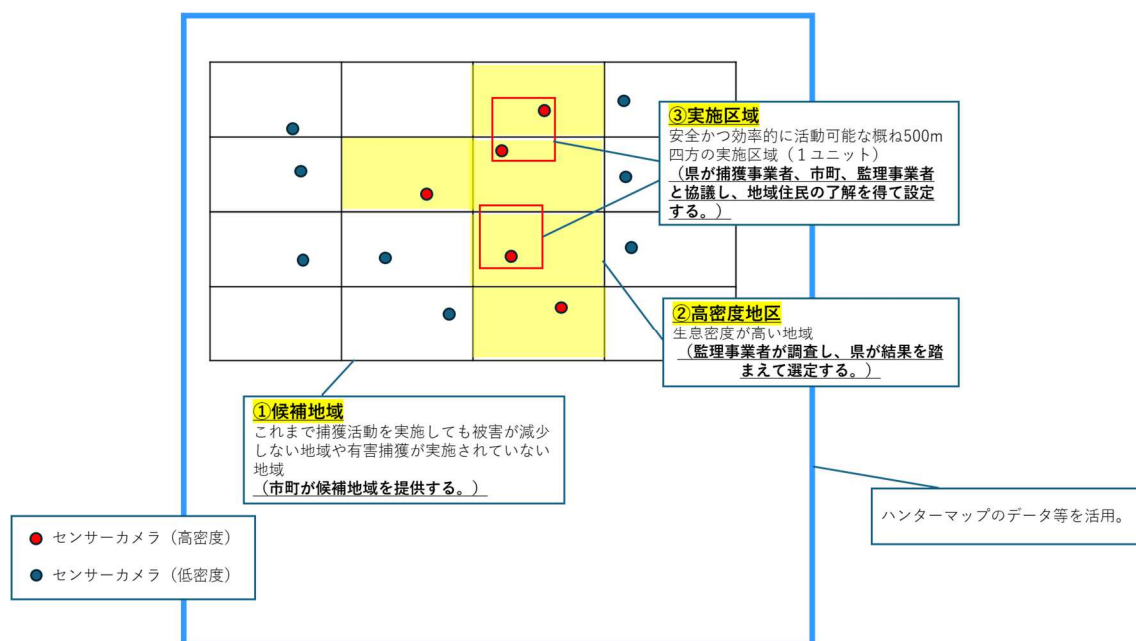


図1 実施地区および実施区域（ユニット）の設定イメージ

3 業務内容

甲の指示に従い、受託者（以下「乙」という。）は、図2の体制のもと、次の業務を行うこと。なお、乙は、丙と連携して業務を実施し、業務成果の品質向上に努めるものとする。

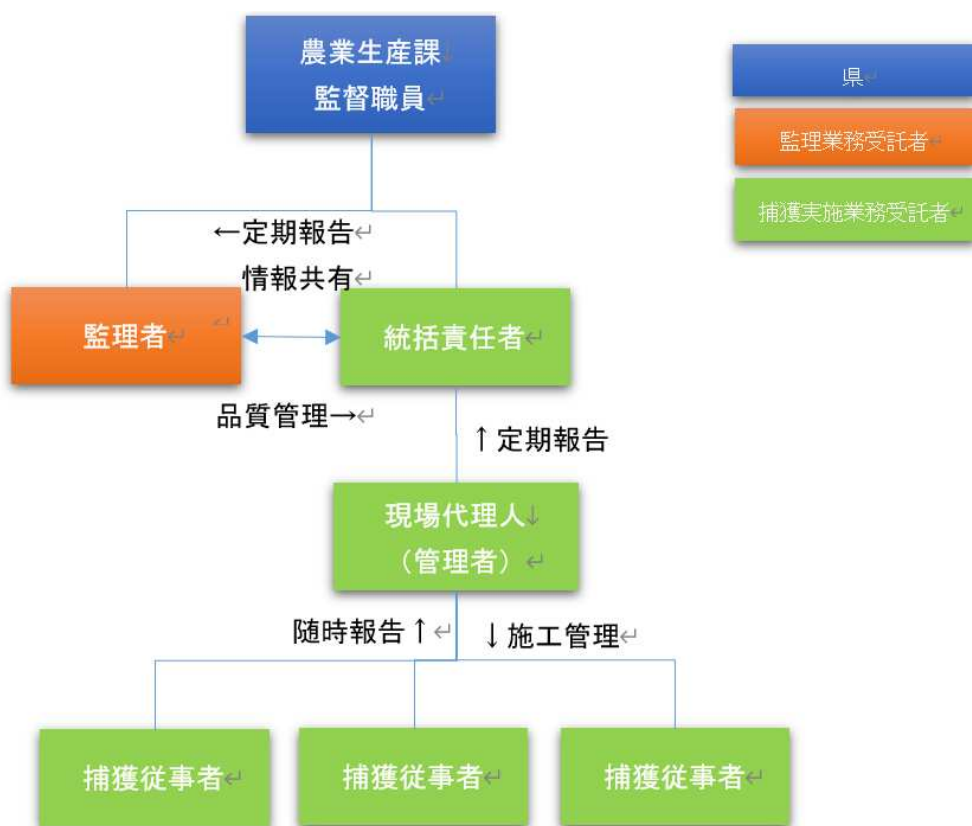


図2 広域捕獲活動支援事業の実施体制

(1) 実施体制の整備

ア 工程表の作成

乙は、甲、丙、町の他、関係機関等との調整結果を踏まえて、事業全体の進め方を示した工程表を作成する。

イ 実施業務の品質管理のための監理者の設置

乙は、捕獲従事者の捕獲技術の向上や、(2)のイの捕獲計画書に従った捕獲が実施されるなど、丙が実施する実施業務の品質を確保するために、監理者を設置すること。

監理者は、捕獲ガイドラインに準じて監理監督を行うものとし、丙が設置する事業統括責任者（以下「統括責任者」という。）から捕獲活動の実施状況等について定期的に報告を受け、進捗状況を把握すること。また、安全面や捕獲効率等について町での捕獲業務を評価し、甲、丙及び町に説明すること。また、必要に応じて現地で直接指導を行う体制を整備すること。

(2) 捕獲業務の監理等

ア 事前調査の実施

乙は、イの捕獲計画書の作成に向けて、捕獲活動を実施する地域の鳥獣の生息状況、農作物の被害状況等について事前の調査（3週間程度）を実施する。調査方法は、甲が提供するセンサーカメラを設置して出没状況を把握するほか、町担当者や当該地域の集落の代表や農家等への聞き取りを行うこと。

イ 捕獲計画書の作成

乙は、次の内容で構成する捕獲計画書について、甲と協議を行った上で、丙及び町の意見を聴取した結果を取りまとめ、丙による捕獲活動の実施前までに、甲に提出するものとする。

- ① 目的
- ② 目標（推進方針、目標捕獲頭数）
- ③ 事業実施体制等に係る項目（構成機関と役割分担、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定等）
- ④ 町の被害防止計画の作成状況、有害捕獲の実施状況及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況等
- ⑤ 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）
- ⑥ 捕獲の対象地域等（シカ特別対策事業を実施する位置等を記載）
- ⑦ 広域捕獲活動支援事業の内容（捕獲体制（捕獲従事者）、目標捕獲頭数等に係る内容、捕獲方法、捕獲期間、捕獲に要する経費、捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め、捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定、等）
- ⑧ 人材育成研修の内容

なお、捕獲計画書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

- ・ 実施区域については、甲及び町と協議の上、実施地区で行うアの事前調査に基づいて、安全かつ効率的に見回りや捕獲が可能な地理的条件も踏まえ、農地に被害を与える個体群を捕獲できるように設定すること。その範囲は、概ね500m四方の範囲を1ユニットとし、1ユニットを設定することとする。
- ・ 捕獲は「ニホンジカ林業被害防止技術マニュアル」（広島県林業課、令和5年6月策定、以下「マニュアル」という。）の捕獲方法に準じて行うものとし、1ユニットあたりくくりわなを20基以上設置し、15日間の餌による誘引期間を設け、その後15日間わなを架設することを原則とする。
- ・ 乙は、丙が計画に沿って実施するよう適切に監理するものとする。なお、他の方法により実施する場合には、甲及び丙と事前に協議することとしている。
- ・ 止めさしについては、安全かつ動物福祉の意識をもって速やかに行うことのできる手法により実施することとし、具体的な手法は甲及び丙と協議のうえ、決定する。
- ・ 捕獲した個体は、原則として搬出の上、焼却（またはジビエ利用）処分することとし、甲、丙及び町と協議の上、決定する。なお、やむを得ず埋設する場合、乙は、

埋設場所等に関する助言を行うこと。

- ・ 捕獲を実施する上で必要な安全対策が取られ、法令を遵守して業務が実施できる実施体制を確保すること。

ウ モニタリング調査の実施

① 当該地域のシカの相対的な生息密度の把握

乙は、捕獲計画書に基づいて、捕獲前後における出没状況や行動等の変化を、甲が提供するセンサーカメラ（IoT タイプのもの1台を含む20台程度）等により把握し、出没状況を調査する。センサーカメラは捕獲計画書に基づいて設置することとし、設置期間は、捕獲前の誘引開始時から、捕獲終了後30日間程度までとする。乙は電池やSDカードの交換、稼働状況の確認を行うものとする。

② 自然科学調査の実施

乙は、当該地域周辺の集落において、捕獲期間の前及び後に、30分間の踏査（自然科学調査）を行って出没状況、被害状況などを把握すること。なお調査方法の詳細については、甲と協議の上、決定すること。

エ モニタリング調査データ等の分析・整理

乙は、収集したモニタリング調査データ及び捕獲実績の分析・整理を行うものとする。

オ 調査結果の分析・評価

乙は、エの分析・整理を踏まえて、それぞれの実施区域における農地への出没低減効果、実施区域内における生息状況の変化、農業被害軽減効果等について分析及び評価を行うこと。その際、本県における有害鳥獣捕獲の適切な推進をどのように図るかについて考察すること。

(3) 捕獲従事者の人材育成

乙は、捕獲業務の捕獲従事者に対して、3時間程度の講習を行うものとする。講習では、本仕様書の他、捕獲ガイドライン、マニュアル及び鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）における捕獲確認マニュアル（令和7年4月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長通知）を参考に、次の内容について資料を作成し、講義等を行うものとする。

- ・ 事業の趣旨及び捕獲計画書の内容について
- ・ 捕獲方法
- ・ 捕獲時の記録方法
- ・ 安全確保、法令順守 等

なお、研修によって、捕獲従事者のスキルアップがどのように図られたかを評価すること。

評価の方法としては、甲が別途提供する出猟カレンダー調査結果から、当該地域を含むエリアで行われた狩猟でのくくりわなによる捕獲効率（CPUE）と比較して評価することを想定しているが、詳細については甲、丙及び町と協議の上、決定すること。

(4) 捕獲活動

乙は、丙が実施する捕獲活動全般に関して、丙の統括責任者から進捗状況等の報告を受けるなどして、適切に実施されているかどうかを監理すること。必要に応じて甲や丙の統括責任者と協議し、必要な対応等を丙の統括責任者に指示すること。

4 コストの考え方

本業務の作業コストの考え方は次のとおり。

(積算基準)

- ・ 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成31年4月16日付け30林国経第130号（最終改正：令和8年3月31日付け7林国経第77号））

(労務単価)

- ・ 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（国土交通省令和8年2月）の特殊作業員・普通作業員・土木一般世話役単価

(各作業の歩掛の考え方)

- ・ 3(1)ア 工程表の作成
主任技師 2.5人日、技師A 3.5人日を想定
- ・ 3(1)イ 実施業務の品質管理のための監理者の設置
主任技師 1人日、技師A 2人日、技師C 4人日を想定
- ・ 3(2)ア 事前調査の実施
技師A 1人日、技師B 1人日、技師C 1人日、技術員 2.5人日を想定
- ・ 3(2)イ 捕獲計画書の作成
技師A 1.5人日、技師B 2.5人日を想定
- ・ 3(2)ウ～オ モニタリング調査の実施、調査データの分析・整理・評価
技師A 1人日、技師B 2人日、技師C 3.5人日、技術員 6人日を想定
- ・ 3(3) 捕獲従事者の人材育成
主任技師 0.5人日、技師A 1人日、技師B 2人日、技術員 2人日を想定
- ・ 3(4) 捕獲活動
主任技師 1人日、技師A 2人日を想定

5 事業実施期間

契約の日から、令和8年12月25日までとする。

6 協議・打ち合わせ

乙は、着手時及び完了前に甲と打合せ（電話、メール等を可能とする）するとともに、甲の指示に応じて適宜、打ち合わせを行う。

乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに甲と協議・調整を行うこと。

本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

7 報告及び提出物

(1) 月例報告

乙は、様式により毎月の活動状況について、翌月の 15 日までに甲に報告するものとする。

(2) 報告書

業務が完了したときは、速やかに実績報告書として下記の内容について取りまとめ、電子データとあわせて提出するとともに、委託業務完了通知書を提出し、検査を受けること。

- ・ 令和 8 年 12 月までの活動状況（様式）
- ・ 3 の業務内容に関して、町における活動の実施状況、生息状況調査等の実施結果、捕獲活動の評価、課題と成果、本県における有害鳥獣捕獲の適切な推進をどのように図るかについて任意の様式で取りまとめること
- ・ 3 の業務内容の区分ごとの経費の額及び事業実績がわかる書類

8 その他

業務の実施にあたっては、「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」（令和 5 年 12 月 27 日食料安定供給・農林水産基盤強化本部決定）において示された「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号）第二の 2 の③の「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。

その他、関係する法令等を遵守すること。